

助産所調査票の記入方法

1 施設名等

- (1) 施設名等について、医療法上の届出等と相違がある場合は、変更届等の手続きが必要になります。
- (2) 入所定員とは、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための入所室の定員のことで、す。
- (3) メールアドレスには、個別通知が必要な厚生労働省等からの通知等を送信させていただきますので、個人の携帯電話等は記入しないでください。
- (4) 来年度以降、当調査に関する調査票等をメールで送付することに同意いただける場合は枠外の同意欄にチェックをお願いします。

2 業務状況

- (1) 助産業務（分娩）の取扱い状況について、チェックをしてください。
分娩の取扱いが「あり」の場合、①～④の項目についても記入してください。
分娩取扱い件数は、前年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の総件数を記入してください。
- (2) 分娩以外の業務内容について、該当するものすべてにチェックをしてください。

3 活動状況

いずれかにチェックをしてください。なお、休止及び廃止の場合は手続きが必要になります。

4 嘱託契約

助産業務（分娩）の取扱いがある（予定を含む。）場合、医師及び医療機関との嘱託契約について、該当する部分にチェックをしてください。

5 業務委託

委託している業務についてチェックをしてください。

6 感染性廃棄物

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者については、横浜市資源循環局に届出している責任者名及び職種を記入してください。
- (2) 「業者委託」の場合は、業者名を記入し、契約書の有無等についてチェックをしてください。

7 胞衣及び産汚物

「業者委託」の場合は、業者名を記入し、契約書の有無等についてチェックをしてください。

8 従事者

- (1) 助産所に勤務する従事者の人数（管理者を含む）を記入してください。
- (2) 医療従事者を採用する時の資格確認方法について、該当する部分をチェックしてください。

- 9 職員の健康管理体制
健康診断の実施状況について、該当する部分をチェックしてください。
- 10 夜間体制
通常夜間に勤務している従事者の人数を記入してください。
- 11 安全管理体制
該当する部分をチェックしてください。
- 12 院内における検体検査の精度管理
院内で尿等の検査を実施している場合は、該当する項目のチェック及び責任者名等を記入してください。
- 13 医療機能情報提供制度
助産所の機能に関する一定の情報については、都道府県へ報告することが義務付けられています。報告の状況について該当する部分をチェックしてください。
なお、実際の報告内容等については、下記ホームページから確認することができます。
(<http://www.iryu-kensaku.jp/kanagawa/>)
- 14 院内掲示
院内掲示の有無をチェックしてください。
- 15 防火・防災体制
防火・防災体制について、該当する部分をチェックしてください。
避難訓練及び消火訓練の実施回数は、それぞれの訓練を行った回数の合計を記入してください。
- 16 調査に関する問い合わせ先
横浜市保健所（医療局医療安全課） TEL 045-671-2414